

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

事業税増加修正の場合の損金算入時期について

《内容》

関与先のA社は、今期に県による事業税の外形標準課税の税務調査を受け、3年間の修正申告をすることになり、法人税の課税所得の計算上、損金に算入される事業税額が増加することとなりました。この場合における事業税の損金算入時期は、直前期の事業税を未払事業税として翌期の損金に算入するのか、あるいは、修正申告書を提出した日の属する事業年度の損金に算入するのか、いずれの処理となるのですか。

『答』

今回の地方税の税務調査により増加した事業税の損金算入時期は、事業税の修正申告書を提出した日の属する事業年度になると考えます。

(解説)

1 事業税については、法人税の更正等に連動してその課税が修正されるという事情があることから、法人税について2期以上の連年同時更正を行う場合には、その担税力等を考慮して、納付すべき税額を見積り、翌期の損金に算入することができることとして次のような損金算入の時期の特例が定められています。

すなわち、「当該事業年度の直前の事業年度分の事業税については、9-5-1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。」とされています（法人税基本通達9-5-2）。

2 この取扱いは、法人税の調査による更正等に限定されていませんので、ご質問の事例のように、地方税の調査の法人税への跳ね返りのケースにも該当すると思料されますが、同通達の（注）3において、「直前年度分の事業税及び地方法人特別税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。」とされていますので、地方税調査を受けた事業税の増加額について翌期の法人税に係る更正の請求を出しても、この取扱いにより、事業税の損金算入だけを内容とする減額更正は、原則として行われたいものと思われま

3 したがって、結局、法人税基本通達9-5-1の(1)において「納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度とし、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定があった日の属する事業年度とする」とされていることから、原則に戻り、今回の地方税の税務調査により増加した事業税の損金算入時期は、事業税の修正申告書を提出した日の属する事業年度になるものと考えます。

4 したがって、結局、法人税基本通達9-5-1の(1)において「納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度とし、更正又は決定に係る税額については当該更正又は決定があった日の属する事業年度とする」とされていることから、原則に戻り、今回の地方税の税務調査により増加した事業税の損金算入時期は、事業税の修正申告書を提出した日の属する事業年度になるものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。